

法務省民二・民商第240号
平成22年1月29日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑証明書及び住民票の
写しの取扱いについて（通知）

コンビニエンスストアにおいて印鑑に関する証明書（以下「印鑑証明書」という。）及び住民票の写し（以下、印鑑証明書及び住民票の写しを併せて「証明書等」という。）を交付するサービス（以下「コンビニ交付」という。）が、本年2月2日から開始され、以後、順次全国に拡大されることとされていますので、この証明書等を用いて登記・供託の申請等の手続きがされた場合の取扱いについては、下記に留意し、事務処理に遺漏のないよう、貴管下登記官及び供託官に周知方取り計らい願います。

第1 コンビニ交付に係る証明書等の交付の仕組み等について

1 コンビニ交付の仕組み

コンビニエンスストアに設置されているタッチパネル式の端末装置（いわゆる「キオスク端末」）のICカードリーダーに事前に証明書等のコンビニ交付を受けるための情報が入力された住民基本台帳カードをかざして、本人確認を行った上、交付手数料を納めると、証明書等が交付される。

なお、交付される証明書等は、総合行政ネットワーク（LGWAN）等を経由して、地方公共団体の証明書発行サーバから送信された証明書等のPDFデータを普通紙に印刷したものである。

2 コンビニ交付に係る証明書等に措置される偽造防止策

コンビニ交付に係る証明書等には、偽造防止策として、証明書等をコピー機で複写した場合に「複写」という文字（けん制文字）が浮かび上がる措置に加えて、証明書等の裏面に偽造防止検出画像及びスクランブル画像を印刷する措置が施される。

第2 コンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合の取扱いについて

1 コンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合には、まず、証明書等の「表面」について、地紋紙等の専用紙による証明書等に対して現在行っている審査と同様の審査を行うものとする。

2 次に、証明書等の「裏面」について、専用の読取機を使用して偽造防止検出画像の確認を行うものとする（下記5参照）。

3 上記1及び2の方法による審査を行ってもなお証明書等の真贋について疑義があるときは、当該証明書等を発行した市区町村に対して偽造の有無等を問い合わせ確認をするものとし、その問い合わせ方法については、次のとおりとする。

(1) 印鑑証明書については、あらかじめ印鑑証明書を発行した市区町村の担当者に連絡を取った上で、印鑑証明書の原本を当該市区町村あてに持参又は送付をする方法によるものとする。

なお、送付の方法による場合には、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。

おって、この場合には、市区町村から問い合わせに対する回答がされるまでの間、印鑑証明書の写しを申請情報と併せて保管しておくものとする。

(2) 住民票の写しについても、(1)と同様とする。

ただし、市区町村に対して住民票め写しに記載された事項を電話やファックスにより確認することができる場合には、これらの方法によることも差し支えない。

4 上記3の確認を行った場合には、当該確認を行った旨を申請情報又は証明書等の適宜の欄に記載するものとする。

5 上記2の確認を行うためには、専用の読取機が必要となるが、当該読取機が配備される前にコンビニ交付に係る証明書等を提供して不動産登記の申請がされた場合には、上記1の審査を行った上で、当該証明書等を発行した市区町村に対して偽造の有無等を問い合わせ確認をするものとし、その問い合わせ方法については、上記3と同様とする。

第3 商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び供託の事務においてコンビニ交付に係る証明書等が提出された場合の取扱いについて

商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び供託の事務においてコンビニ交付に係る証明書等が提出された場合には、第2に準じて取り扱うものとする。

第4 実施時期について

この通知による取扱いは、本年2月2日から実施するものとする。